

食品ロス削減シンポジウム開催事業委託業務仕様書

1 目的

食品ロスの問題は、国連のSDGs（持続可能な開発目標）において、2030年（令和12年）までに世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減するという具体的な目標が掲げられるなど、国際的に重要な課題である。令和元年5月には、多様な主体が連携し、国民運動として取り組むため、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）が成立し、10月に施行された。本県では、同法に基づき、令和3年3月に愛媛県食品ロス削減推進計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としている。

このため、県では、同法で定める「食品ロス削減の日」の10月30日に合わせ、食品ロス削減シンポジウムを開催することとし、県民が食品ロス問題を考える機会を提供するとともに、同計画の普及啓発を図る。

2 委託業務名

食品ロス削減シンポジウム開催事業委託業務

3 委託期間

契約の日から令和3年12月28日（火）まで

4 委託料

2,174千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

食品ロス削減シンポジウム開催に必要な次の業務を行う。なお、詳細な仕様については、「7 委託内容詳細仕様」に定める。

- (1) シンポジウム開催に関する基本的事項
- (2) 会場（音響、照明、プロジェクター等機材を含む。）借上げ、設営・撤去
- (3) 広報宣伝業務（広報用チラシ作成、SNS・ホームページでの周知等）
- (4) 来場者への食品ロス削減PR
- (5) 県ホームページでの同シンポジウムのアーカイブ配信用映像
- (6) その他シンポジウムを効果的に実施し、食品ロス削減に資する必要な業務

6 シンポジウム当日の概要（予定）

(1) 日時

令和3年10月30日（土）14:00～16:00頃

(2) 場所

ANAクラウンプラザホテル松山（愛媛県松山市一番町3丁目2-1）

※愛媛県循環型社会推進課において会場を予約済みではあるが、受託者において、本契約等が必要。(予約会場：ANA クラウンプラザホテル松山 南館4階 エメラルドルーム)

(3) 内容

ア 基調講演 (90分程度)

演題：「食品ロス削減に向けて」

講師：食品ロス問題ジャーナリスト 井出 留美氏

イ パネルディスカッション (予定) (30分程度)

テーマ：「食品ロス削減に向けて私たちができること」

コーディネーター：シンポジウム司会進行者

パネリスト①：基調講演講師

パネリスト②：食品関連事業者

パネリスト③：フードバンク活動団体

(4) 出席者

食品ロス削減に関心のある県民 (300人程度)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、収容人数に変動の可能性がある。

7 委託内容詳細仕様

(1) シンポジウム開催に関する基本的事項

ア シンポジウム運営マニュアル、進行台本、会場配置計画等を作成すること。

イ 司会進行役を配置すること。

ウ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・司会者等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理、出演者のアテンド等、全ての業務運営を愛媛県と協議のうえ行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

エ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、業種別感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を適切に実施するとともに、会場規模等を考慮し、適切な出席者数でイベントを開催すること。

オ シンポジウム当日の内容は、上記6(3)のとおり、井出 留美氏による基調講演を行うこと。上記6(3)にあるパネルディスカッションについては、食品ロス削減に繋がる代替プログラムを実施しても差し支えない。

(2) 会場 (音響、照明、プロジェクター等機材を含む。) 借上げ、設営・撤去

ア 会場施設等の借上げに係る手続きを行い、運営に必要な資機材等の手配を行うこと。

イ 会場内の装飾・音響、会場内外の案内看板・吊看板・立看板等の設営及び撤去を行うこと。

(3) 広報宣伝業務 (広報用チラシ作成等)

チラシ等の印刷物を作成すること。

ア シンポジウム開催案内チラシの作成：1,000部 (A4、両面、カラー)

イ 当日プログラムの作成：300部（A3、両面印刷中折）

※上記ア、イの成果物については、愛媛県循環型社会推進課に納品することとし、あわせてPDFデータも納品すること。

ウ ホームページ掲載用の映像コンテンツの作成

※上記ウの成果物については、愛媛県循環型社会推進課に納品すること。

（４）来場者への食品ロス削減PR

来場者に対して、食品ロス削減のPRを行うこと。

ア 開会前後、または休憩中に、愛媛県食品ロス削減推進計画、県の取組みの周知を行い、会場の内外に周知ブースを設置すること。

イ 会場の内外のスペースを活用し、フードドライブのブースを設置し、来場者が家庭で余っている食品を寄付するイベントを行うこと。

ウ 来場者に対し食品ロス削減に繋がるような記念品を配布すること。

エ その他効果的な食品ロス削減PRを実施すること。

※周知ブースに展示するポスター・パンフレット等の素材について、愛媛県が提供可能なものについては提供する。

（５）映像及び音声データ等

ア 写真撮影及び音声録音を行い、データを愛媛県に提出すること。

イ 当日の様子を後日県ホームページ等でアーカイブ配信できるよう、視聴が無料のライブ動画配信サイト等を活用のうえ、配信用URLを愛媛県に提出すること。

（６）その他

「みきゃん」などの県イメージアップキャラクターを活用すること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し委託者の承諾を得なければならない。

9 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。

10 その他

（１）委託業務の実施にあたっては、愛媛県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

（２）委託料には、会場使用料（ANAクラウンプラザホテル松山）、資機材使用料、講師（井出 留美氏）を含む出演者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか、必要とする出展物等の運搬費、看板作製費、チラシ等の印刷費等の運営費を含む。なお、会場使用料及び愛媛県が手配した講師（井出 留美氏）への

謝礼・交通費については、愛媛県と協議のうえ、不要となった残金をシンポジウム運営経費にあてることを可能とする。

- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、委託者の指示を受けて対応すること。
- (4) その他定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。